

専決処分の承認を求めることについて

平成 24 年度大磯町一般会計補正予算（第 6 号）について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 24 年 12 月 3 日提出

大磯町長 中 崎 久 雄

(別紙)

平成 24 年度大磯町一般会計補正予算 (第 6 号)

平成 24 年度大磯町の一般会計補正予算 (第 6 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 12,885 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10,082,293 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
15	県支出金	602,331	12,885	615,216
	3 委託金	96,402	12,885	109,287
	歳入合計	10,069,408	12,885	10,082,293

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	1,548,716	12,885	1,561,601
	4 選挙費	13,373	12,885	26,258
	歳 出 合 計	10,069,408	12,885	10,082,293